

■レイク ALSA 会員規約

条	改定前	条	改定後
【個人情報の取扱いに関する規約】		【個人情報の取扱いに関する規約】	
第 1 条	（個人情報の取得、登録、利用、保有の同意） 入会申込者（入会予定者を含む）及び契約者（以下「会員等」といいます。）は、本契約（本申込みを含む。本契約の解約後も含む。以下同じ）に係る以下(a)から(g)の個人情報（変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます。）を、お問い合わせに対する回答、本契約及び本契約以外の新生フィナンシャル株式会社（以下「当社」といいます。）と締結する契約の与信（途上与信を含みます。以下同じ）及び与信後の管理業務（本契約に係る金融商品に関する通知及び同契約上の債権の譲渡を含みます。）の目的のため、当社が、保護措置を講じた上で取得し、登録、利用して、当社の定める期間保存することに同意します。また、当社が必要があると認めた場合には、当社が、会員等の住民票及び戸籍の附票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図（データベースを含みます。）、及びインターネット等から、会員等の個人情報を取得し、当該情報を自社のデータベースに登録することがあります。 (a)属性情報（氏名、性別、生年月日、住所、本籍地、電話番号、携帯電話番号（SMS(ショートメッセージサービス)の宛先としての番号を含む）、e メールアドレス、勤務先（お勤め先の内容）、家族構成、家族の属性情報、居住状況、識別番号等の会員等の属性に関する情報） (b)契約情報（契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品・役務名、契約額、利用額、金利、返済回数、毎月又は毎回の支払額、支払方法、振替口座等の本契約の内容に関する情報） (c)取引情報（本契約に関する利用残高、月々の返済状況等、取引の現在の状況及び履歴に関する情報等の会員等との本取引に関する情報） (d)信用判断のための情報（会員等の資産、負債、収入、支出、<u>本契約以外に当社と締結する契約に関する利用残高</u>、返済状況等の会員等の信用判断を行うための情報） (e)本人確認のための情報（会員等の運転免許証（運転免許証番号を含みます。）、パスポート等（記号番号を含みます。）から、本契約を行う者が本人であることを確認し、本人の居所を確認するために得る情報（本籍地情報を含む）） (f)画像情報（当社が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像） (g)音声情報（当社が記録した当社の従業員と会員等との会話等）	第 1 条	（個人情報の取得、登録、利用、保有の同意） 入会申込者（入会予定者を含む）及び契約者（以下「会員等」といいます。）は、本契約（本申込みを含む。本契約の解約後も含む。以下同じ）に係る以下(a)から(g)の個人情報（変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます。）を、お問い合わせに対する回答、本契約及び本契約以外の新生フィナンシャル株式会社（以下「当社」といいます。）と締結する契約の与信（途上与信を含みます。以下同じ）及び与信後の管理業務（本契約に係る金融商品に関する通知及び同契約上の債権の譲渡を含みます。）の目的のため、当社が、保護措置を講じた上で取得し、登録、利用して、当社の定める期間保存することに同意します。また、当社が必要があると認めた場合には、当社が、会員等の住民票及び戸籍の附票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図（データベースを含みます。）、及びインターネット等から、会員等の個人情報を取得し、当該情報を自社のデータベースに登録することがあります。 (a)属性情報（氏名、性別、生年月日、住所、本籍地、電話番号、携帯電話番号（SMS(ショートメッセージサービス)の宛先としての番号を含む）、e メールアドレス、勤務先（お勤め先の内容）、家族構成、家族の属性情報、居住状況、<u>お取引ニーズに関する情報</u>、識別番号、<u>会員等の使用するデバイス及びブラウザに関する情報</u>等の会員等の属性に関する情報） (b)契約情報（契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品・役務名、契約額、利用額、金利、返済回数、毎月又は毎回の支払額、支払方法、振替口座等の本契約の内容に関する情報） (c)取引情報（本契約に関する利用残高、月々の返済状況等、取引の現在の状況及び履歴に関する情報等の会員等との本取引に関する情報） (d)信用判断のための情報（会員等の資産、負債、収入、支出<u>等、当社が収集している他の商品・サービス等の利用履歴</u>、返済状況等の会員等の信用判断を行うための情報） (e)本人確認のための情報（会員等の運転免許証（運転免許証番号を含みます。）、パスポート等（記号番号を含みます。）から、本契約を行う者が本人であることを確認し、本人の居所を確認するために得る情報（本籍地情報を含む）） (f)画像情報（当社が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像） (g)音声情報（当社が記録した当社の従業員と会員等との会話等）
	2019 年 6 月 27 日改定		2020 年 5 月 21 日改定
【カードローンの取扱いに関する規約】 （一般規約）		【カードローンの取扱いに関する規約】 （一般規約）	
第 9 条	（住所等の変更届出等） (1)会員は、次の各号の事由が 1 つでも生じた場合は、その都度直ちに書面、電話又はインターネット等によるデータ送信等の方法をもって、変更内容又は開示請求内容を届け出るものとします。 ①当社に提出している個人情報（住所等の属性情報及び収入等の信用情報を含みますが、これらに限られません。）に変更があったとき、②当社に申告している取引を行う目的に変更があったとき、③上記に掲げるほか当社から特定の情報の開示請求を受けたとき <u>(2)前項</u>の届出を怠った事を理由とする当社からの会員に対する通知その他送付物の延着又は不到達の場合、かかる通知その他送付物は通常到達すべき時に会員に到達したものとみなされるものとします。	第 9 条	（住所等の変更届出等） (1)会員は、次の各号の事由が 1 つでも生じた場合は、その都度直ちに書面、電話又はインターネット等によるデータ送信等の方法をもって、変更内容又は開示請求内容を届け出るものとします。 ①当社に提出している個人情報（住所等の属性情報及び収入等の信用情報を含みますが、これらに限られません。）に変更があったとき、②当社に申告している取引を行う目的に変更があったとき、③上記に掲げるほか当社から特定の情報の開示請求を受けたとき <u>(2)会員は、前項①の事由が生じていない場合であっても、1年に1回を目途に、当社に提出している個人情報に変更がない旨を届け出るよう努めるものとします。</u> <u>(3) 本条(1)</u>届出を怠った事を理由とする当社からの会員に対する通知その他送付物の延着又は不到達の場合、かかる通知その他送付物は通常到達すべき時に会員に到達したものとみなされるものとします。

条	改定前	条	改定後
第 11 条	(債権譲渡、契約譲渡) <u>(1) 会員は、当社が本契約から生じた一切の債権について、第三者に対して<u>当社の裁量で譲渡又は担保に提供すること(証券化のために金融機関、債権回収会社等に対して譲渡又は担保に提供することを含みます。)</u>に異議なく同意します。</u> <u>(2) 会員は、当社が第三者に対して本契約上の地位の譲渡等の手続を必要とする場合(担保目的の場合を含みます。)</u>は、<u>当社の裁量で当該手続を行うとともに本契約上の地位が当社から第三者に移転することに異議なく同意します。</u>	第 11 条	(債権譲渡、契約譲渡) 会員は、当社が将来本契約から生じた一切の債権を<u>金融機関、債権回収会社その他の</u>第三者に対して譲渡又は担保に供すること(証券化のために金融機関、債権回収会社等に対して譲渡又は担保に供することを含みます。)、<u>また、その際、会員が当社に対して有し、又は有することとなる無効・取消の抗弁権、消滅時効の抗弁権、弁済の抗弁権、その他一切の抗弁権を放棄し、これを譲受人に対して主張しないことにあらかじめ同意します。</u>
第 14 条	(規約の変更、承認) <u>(1) 本規約に変更がある場合、当社がかかる変更を会員に対して公表又は通知した後、会員がカード若しくは ID を利用したとき又は 1 ヶ月が経過したときに会員は変更を承認したものとみなされることに同意します。</u> <u>(2) 前項に規定する公表又は通知は、指定の ATM 及び CD 設置場所でのポスター等の掲示若しくは当社ホームページへの掲示等の方法による公表、又は会員持帰り用の変更内容を記載した書面の備置若しくは郵送での書面の送付又はインターネット等によるデータ送信の方法による通知によるものとします。</u>	第 14 条	(規約の変更) <u>法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により本規約を変更する必要がある場合又は民法その他の法令により認められる場合には、当社は、変更内容についてインターネットの利用、店頭掲示、郵送等適宜の方法で告知することにより、これを変更できるものとします。</u>
	2019 年 6 月 27 日改定		2020 年 5 月 21 日改定
【カードローンの取扱いに関する規約】 (カードローン規約)		【カードローンの取扱いに関する規約】 (カードローン規約)	
第 15 条	(おまとめローン等に関する特約) 会員がおまとめローンその他当社が指定する商品を利用する場合、本「カードローンの取扱いに関する規約」の各条項が適用されます。但し、当社からの特段の意思表示がない限り、本カードローン規約第 2 条(極度額<u>及び</u>利用限度額)及びその他本カードローン規約中の極度額及び利用限度額に係る規定は適用されないものとし、会員は、極度額内であっても貸付けを受けることはできなくなります。	第 15 条	(おまとめローン等に関する特約) 会員がおまとめローンその他当社が指定する商品を利用する場合、本「カードローンの取扱いに関する規約」の各条項が適用されます。但し、当社からの特段の意思表示がない限り、本カードローン規約第 2 条(極度額<u>又は</u>利用限度額)及びその他本カードローン規約中の極度額及び利用限度額に係る規定は適用されないものとし、会員は、極度額内であっても貸付けを受けることはできなくなります。
	2017 年 12 月 1 日改定		2020 年 5 月 21 日改定

条	改定前	条	改定後
【ローンの取扱いに関する規約】 (一般規約)		【ローンの取扱いに関する規約】 (一般規約)	
第 9 条	(住所等の変更届出等) (1)会員は、次の各号の事由が1つでも生じた場合は、その都度直ちに書面、電話又はインターネット等によるデータ送信等の方法をもって、変更内容又は開示請求内容を届け出るものとします。 ①当社に提出している個人情報(住所等の属性情報及び収入等の信用情報を含みますが、これらに限られません。)に変更があったとき、②当社に申告している取引を行う目的に変更があったとき、③上記に掲げるほか当社から特定の情報の開示請求を受けたとき <u>(2)前項</u> の届出を怠った事を理由とする当社からの会員に対する通知その他送付物の延着又は不到達の場合、かかる通知その他送付物は通常到達すべき時に会員に到達したものとみなされるものとします。	第 9 条	(住所等の変更届出等) (1)会員は、次の各号の事由が1つでも生じた場合は、その都度直ちに書面、電話又はインターネット等によるデータ送信等の方法をもって、変更内容又は開示請求内容を届け出るものとします。 ①当社に提出している個人情報(住所等の属性情報及び収入等の信用情報を含みますが、これらに限られません。)に変更があったとき、②当社に申告している取引を行う目的に変更があったとき、③上記に掲げるほか当社から特定の情報の開示請求を受けたとき <u>(2)会員は、前項①の事由が生じていない場合であっても、1年に1回を目途に、当社に提出している個人情報に変更がない旨を届け出るよう努めるものとします。</u> <u>(3) 本条(1)</u> 届出を怠った事を理由とする当社からの会員に対する通知その他送付物の延着又は不到達の場合、かかる通知その他送付物は通常到達すべき時に会員に到達したものとみなされるものとします。
第 11 条	(債権譲渡、契約譲渡) <u>(1) 会員は、当社が本契約から生じた一切の債権について、第三者に対して当社の裁量で譲渡又は担保に提供すること(証券化のために金融機関、債権回収会社等に対して譲渡又は担保に提供することを含みます。))に異議なく同意します。</u> <u>(2) 会員は、当社が第三者に対して本契約上の地位の譲渡等の手続を必要とする場合(担保目的の場合を含みます。))は、当社の裁量で当該手続を行うとともに本契約上の地位が当社から第三者に移転することに異議なく同意します。</u>	第 11 条	(債権譲渡、契約譲渡) 会員は、当社が <u>将来</u> 本契約から生じた一切の債権を <u>金融機関、債権回収会社その他の</u> 第三者に対して譲渡又は担保に供すること(証券化のために金融機関、債権回収会社等に対して譲渡又は担保に供することを含みます。)、 <u>また、その際、会員が当社に対して有し、又は有することとなる無効・取消の抗弁権、消滅時効の抗弁権、弁済の抗弁権、その他一切の抗弁権を放棄し、これを譲受人に対して主張しないことにあらかじめ同意します。</u>
第 14 条	(規約の変更、承認) (1) <u>本規約に変更がある場合、当社がかかる変更を会員に対して公表又は通知した後に会員がカード又はIDを利用したときに会員は変更を承認したものとみなされることに同意します。</u> (2) <u>前項に規定する公表又は通知は、指定の ATM 及び CD 設置場所でのポスター等の 2 ヶ月間の掲示若しくは当社ホームページへの掲示等の方法による公表、又は会員持帰り用の変更内容を記載した書面の備置若しくは郵送での書面の送付又はインターネット等によるデータ送信の方法による通知によるものとします。</u>	第 14 条	(規約の変更) <u>法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により本規約を変更する必要がある場合又は民法その他の法令により認められる場合には、当社は、変更内容についてインターネットの利用、店頭掲示、郵送等適宜の方法で告知することにより、これを変更できるものとします。</u>
	2016 年 9 月 29 日改定		2020 年 5 月 21 日改定
	(<u>当社加入</u> 指定紛争解決機関) 当社が <u>加入する</u> 指定紛争解決機関は以下のとおりです。 〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター TEL:03-5739-3861		(指定紛争解決機関) 当社が <u>契約する貸金業務にかかる</u> 指定紛争解決機関は以下のとおりです。 〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター TEL:03-5739-3861 <u>または 0570-051-051</u>

■保証委託契約約款(新生銀行カードローン エル用)

条	改定前	条	改定後
【保証委託契約約款】		【保証委託契約約款】	
第 7 条	(報告等) (1)委託者の氏名、職業、住所、居所、電話番号等の事項について変更があったときは、直ちに乙に対して書面によって通知し、乙の指示	第 7 条	(報告等) (1)委託者の氏名、職業、住所、居所、電話番号等の事項について変更があったときは、直ちに乙に対して書面によって通知し、乙の指示

	に従います。 (2) 前項の届出を怠った事を理由とする乙からの委託者に対する通知その他送付物の延着 <u>又</u>は不到達の場合、かかる通知その他送付物は通常到達すべき時に委託者に到達したものとみなされるものとします。 (3) 委託者の財産、収入、信用等の事項について乙から請求があったときは、直ちに乙に対して報告し、乙の指示に従います。 (4) 委託者は、財産状況等について重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに乙へ報告し、その指示に従います。		に従います。 (2) 前項の届出を怠った事を理由とする乙からの委託者に対する通知その他送付物の延着 <u>また</u>は不到達の場合、かかる通知その他送付物は通常到達すべき時に委託者に到達したものとみなされるものとします。 (3) 委託者の財産、収入、信用等の事項について乙から請求があったときは、直ちに乙に対して報告し、乙の指示に従います。 (4) 委託者は、財産状況等について重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに乙へ報告し、その指示に従います。
第 9 条	(費用の負担) (1) 乙が第 4 条第 1 項の代位弁済によって取得した権利の保全もしくは行使 <u>又</u>は担保の保全、行使、もしくは処分に要した費用および本契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、委託者は、乙の請求により直ちにこれらを支払います。 (2) 委託者は、乙所定の場合には、法令の定める範囲内で以下の費用 <u>又</u>は手数料を負担するものとします。 ① カードの再発行の手数料 ② 委託者に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法により委託者に提供された事項の再提供の手数料 ③ 債務の弁済の費用のうち、 a.公租公課の支払に充てられるべきもの b.強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの c.ATM 及び CD 手数料	第 9 条	(費用の負担) (1) 乙が第 4 条第 1 項の代位弁済によって取得した権利の保全もしくは行使 <u>また</u>は担保の保全、行使、もしくは処分に要した費用および本契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、委託者は、乙の請求により直ちにこれらを支払います。 (2) 委託者は、乙所定の場合には、法令の定める範囲内で以下の費用 <u>また</u>は手数料を負担するものとします。 ① カードの再発行の手数料 ② 委託者に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法により委託者に提供された事項の再提供の手数料 ③ 債務の弁済の費用のうち、 a.公租公課の支払に充てられるべきもの b.強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの c.ATM 及び CD 手数料
第 12 条	(求償権の譲渡、委託等) 委託者は、乙 <u>の都合により求償権を第三者に譲渡することについて何らの異議を述べません</u>。また、委託者は、乙が求償権の管理、回収業務を債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社に委託することについても、<u>何らの異議を述べません</u>。	第 12 条	(求償権の譲渡、委託等) 委託者は、乙 <u>が将来本契約から生じた一切の求償権を金融機関、債権回収会社その他の第三者に対して譲渡または担保に供すること(証券化のために金融機関、債権回収会社等に対して譲渡または担保に供することを含みます。)、また、その際、委託者が乙に対して有し、または有することとなる無効・取消の抗弁権、消滅時効の抗弁権、弁済の抗弁権、相殺の抗弁権、その他一切の抗弁権を放棄し、これを譲受人に対して主張しないことにあらかじめ同意します</u>。 また、委託者は、乙が求償権の管理、回収業務を債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社に委託することについても、<u>あらかじめ同意します</u>。
第 14 条	(約款の変更) <u>(1)本契約の内容を変更する場合には、乙は、委託者に通知または乙が相当と認める方法により公表します。</u> <u>(2)前項の通知または公表後に委託者が原契約もしくは本契約に基づく取引をした場合または公表等の後 1 ヶ月が経過した場合には、本契約の内容について変更の効力が生じるものとします。</u>	第 14 条	(約款の変更) <u>法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により本約款を変更する必要がある場合または民法その他の法令により認められる場合には、乙は、変更内容についてインターネットの利用、店頭掲示、郵送等適宜の方法で告知することにより、これを変更できるものとします。</u>

条	改定前	条	改定後
第 15 条	(反社会的勢力の排除) (1)委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下併せて「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること (2)委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。 ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用をき損し、または乙の業務を妨害する行為 ⑤ その他前各号に準ずる行為 (3)委託者が暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項における表明×は確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、委託者との取引を継続することが不適切である場合には、乙は、委託者に対する通知により、委託者とのすべての契約をただちに解除することができます。なお、解除時に残債務がある場合は、委託者は債務全額を直ちに一括して支払うものとします。なお、本契約の解除後も、委託者が本契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本契約事項および本規約の関連条項(ただし、約定返済にかかる条項を除きます。)は有効に存続するものとします。 (4)本規約第7条第1項の届出の遅滞、住所地における不在など委託者の責めに帰すべき事由により、前項の通知が延着または到着しなかった場合には、その通知が通常到達すべき時に委託者とのすべての契約が解除されるものとします。 (5)本条第3項および第4項により委託者とのすべての契約を解除した場合、乙は、委託者に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、乙に損害が生じたときは、委託者がその責任を負うものとします。	第 15 条	(反社会的勢力の排除) (1)委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下併せて「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること (2)委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。 ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用をき損し、または乙の業務を妨害する行為 ⑤ その他前各号に準ずる行為 (3)委託者が暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項における表明または確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、委託者との取引を継続することが不適切である場合には、乙は、委託者に対する通知により、委託者とのすべての契約をただちに解除することができます。なお、解除時に残債務がある場合は、委託者は債務全額を直ちに一括して支払うものとします。なお、本契約の解除後も、委託者が本契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本契約事項および本約款の関連条項(ただし、約定返済にかかる条項を除きます。)は有効に存続するものとします。 (4)本約款第7条第1項の届出の遅滞、住所地における不在など委託者の責めに帰すべき事由により、前項の通知が延着または到着しなかった場合には、その通知が通常到達すべき時に委託者とのすべての契約が解除されるものとします。 (5)本条第3項および第4項により委託者とのすべての契約を解除した場合、乙は、委託者に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、乙に損害が生じたときは、委託者がその責任を負うものとします。
第 16 条	(準拋法) 本規約および本契約に基づく委託者と乙との保証委託に係る契約その他の契約に関する準拋法は日本法が適用されるものとします。	第 16 条	(準拋法) 本約款および本契約に基づく委託者と乙との保証委託に係る契約その他の契約に関する準拋法は日本法が適用されるものとします。
	2019年11月28日改定		2020年5月21日改定
	登録 No.10061 19.11		登録 No.10061 20.05

■保証委託契約約款(新生銀行スマートカードローン プラス用)

条	改定前	条	改定後
【保証委託契約約款】		【保証委託契約約款】	
第 7 条	(報告等) (1)委託者の氏名、職業、住所、居所、電話番号等の事項について変更があったときは、直ちに乙に対して書面によって通知し、乙の指示に従います。 (2)前項の届出を怠った事を理由とする乙からの委託者に対する通知その他送付物の延着×は不到達の場合、かかる通知その他送付物は通常到達すべき時に委託者に到達したものとみなされるものとします。	第 7 条	(報告等) (1)委託者の氏名、職業、住所、居所、電話番号等の事項について変更があったときは、直ちに乙に対して書面によって通知し、乙の指示に従います。 (2)前項の届出を怠った事を理由とする乙からの委託者に対する通知その他送付物の延着または不到達の場合、かかる通知その他送付物は通常到達すべき時に委託者に到達したものとみなされるものとします。

	(3) 委託者の財産、収入、信用等の事項について乙から請求があったときは、直ちに乙に対して報告し、乙の指示に従います。 (4) 委託者は、財産状況等について重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに乙へ報告し、その指示に従います。		(3) 委託者の財産、収入、信用等の事項について乙から請求があったときは、直ちに乙に対して報告し、乙の指示に従います。 (4) 委託者は、財産状況等について重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに乙へ報告し、その指示に従います。
第 9 条	(費用の負担) (1) 乙が第 4 条第 1 項の代位弁済によって取得した権利の保全もしくは行使 <u>又</u> は担保の保全、行使、もしくは処分に要した費用および本契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、委託者は、乙の請求により直ちにこれらを支払います。 (2) 委託者は、乙所定の場合には、法令の定める範囲内で以下の費用 <u>又</u> は手数料を負担するものとします。 ① カードの再発行の手数料 ② 委託者に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法により委託者に提供された事項の再提供の手数料 ③ 債務の弁済の費用のうち、 a. 公租公課の支払に充てられるべきもの b. 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの c. ATM 及び CD 手数料	第 9 条	(費用の負担) (1) 乙が第 4 条第 1 項の代位弁済によって取得した権利の保全もしくは行使 <u>また</u> は担保の保全、行使、もしくは処分に要した費用および本契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、委託者は、乙の請求により直ちにこれらを支払います。 (2) 委託者は、乙所定の場合には、法令の定める範囲内で以下の費用 <u>また</u> は手数料を負担するものとします。 ① カードの再発行の手数料 ② 委託者に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法により委託者に提供された事項の再提供の手数料 ③ 債務の弁済の費用のうち、 a. 公租公課の支払に充てられるべきもの b. 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの c. ATM 及び CD 手数料
第 12 条	(求償権の譲渡、委託等) 委託者は、乙 <u>の都合により求償権を第三者に譲渡することについて何らの異議を述べません。</u> また、委託者は、乙が求償権の管理、回収業務を債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社に委託することについても、<u>何らの異議を述べません。</u>	第 12 条	(求償権の譲渡、委託等) 委託者は、乙 <u>が将来本契約から生じた一切の求償権を金融機関、債権回収会社その他の第三者に対して譲渡または担保に供すること(証券化のために金融機関、債権回収会社等に対して譲渡または担保に供することを含みます。)、また、その際、委託者が乙に対して有し、または有することとなる無効・取消の抗弁権、消滅時効の抗弁権、弁済の抗弁権、相殺の抗弁権、その他一切の抗弁権を放棄し、これを譲受人に対して主張しないことにあらかじめ同意します。</u> また、委託者は、乙が求償権の管理、回収業務を債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社に委託することについても、<u>あらかじめ同意します。</u>
第 14 条	(約款の変更) <u>(1) 本契約の内容を変更する場合には、乙は、委託者に通知または乙が相当と認める方法により公表します。</u> <u>(2) 前項の通知または公表後に委託者が原契約もしくは本契約に基づく取引をした場合または公表等の後 1 ヶ月が経過した場合には、本契約の内容について変更の効力が生じるものとします。</u>	第 14 条	(約款の変更) <u>法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により本約款を変更する必要がある場合または民法その他の法令により認められる場合には、乙は、変更内容についてインターネットの利用、店頭掲示、郵送等適宜の方法で告知することにより、これを変更できるものとします。</u>

条	改定前	条	改定後
第 15 条	（反社会的勢力の排除） (1)委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下併せて「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること (2)委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。 ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用をき損し、または乙の業務を妨害する行為 ⑤ その他前各号に準ずる行為 (3)委託者が暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項における表明×は確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、委託者との取引を継続することが不適切である場合には、乙は、委託者に対する通知により、委託者とのすべての契約をただちに解除することができます。なお、解除時に残債務がある場合は、委託者は債務全額を直ちに一括して支払うものとします。なお、本契約の解除後も、委託者が本契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本契約事項および本規約の関連条項（ただし、約定返済にかかる条項を除きます。）は有効に存続するものとします。 (4)本規約第 7 条第 1 項の届出の遅滞、住所地における不在など委託者の責めに帰すべき事由により、前項の通知が延着しまたは到着しなかった場合には、その通知が通常到達すべき時に委託者とのすべての契約が解除されるものとします。 (5)本条第 3 項および第 4 項により委託者とのすべての契約を解除した場合、乙は、委託者に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、乙に損害が生じたときは、委託者がその責任を負うものとします。	第 15 条	（反社会的勢力の排除） (1)委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下併せて「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること (2)委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。 ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用をき損し、または乙の業務を妨害する行為 ⑤ その他前各号に準ずる行為 (3)委託者が暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項における表明または確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、委託者との取引を継続することが不適切である場合には、乙は、委託者に対する通知により、委託者とのすべての契約をただちに解除することができます。なお、解除時に残債務がある場合は、委託者は債務全額を直ちに一括して支払うものとします。なお、本契約の解除後も、委託者が本契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本契約事項および本規約約款の関連条項（ただし、約定返済にかかる条項を除きます。）は有効に存続するものとします。 (4)本規約約款第 7 条第 1 項の届出の遅滞、住所地における不在など委託者の責めに帰すべき事由により、前項の通知が延着しまたは到着しなかった場合には、その通知が通常到達すべき時に委託者とのすべての契約が解除されるものとします。 (5)本条第 3 項および第 4 項により委託者とのすべての契約を解除した場合、乙は、委託者に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、乙に損害が生じたときは、委託者がその責任を負うものとします。
第 16 条	（準拠法） 本規約および本契約に基づく委託者と乙との保証委託に係る契約その他の契約に関する準拠法は日本法が適用されるものとします。	第 16 条	（準拠法） 本規約約款および本契約に基づく委託者と乙との保証委託に係る契約その他の契約に関する準拠法は日本法が適用されるものとします。
	2015 年 11 月 1 日		2020 年 5 月 21 日改定
	登録 No.10343 15.11		登録 No.10343 20.05

■保証委託契約約款（ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディング用）

条	改定前	条	改定後
【保証および再保証委託約款】		【保証および再保証委託約款】	
第 12 条	（求償権の譲渡、委託等）	第 12 条	（求償権の譲渡、委託等）

	委託者は、乙 <u>または丙の都合により求償権を第三者に譲渡することについて何らの異議を述べません。</u> また、委託者は、乙 <u>または丙が</u> 求償権の管理、回収業務を債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社に委託することについても、 <u>何らの異議を述べません。</u>		委託者は、乙および丙が将来本契約から生じた一切の求償権を金融機関、債権回収会社その他の第三者に対して譲渡又は担保に供すること、また、その際、委託者が乙および丙に対して有し、又は有することとなる無効・取消の抗弁権、消滅時効の抗弁権、弁済の抗弁権、その他一切の抗弁権を放棄し、これを譲受人に対して主張しないことにあらかじめ同意します。 また、委託者は、乙 <u>および丙</u> が求償権の管理、回収業務を債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社に委託することについても、 <u>あらかじめ同意します。</u>
	<u>2019 年 7 月 30 日制定</u>		<u>附則（2019年7月30日）</u> <u>1 この規約は2019年7月30日より実施します。</u> <u>附則（2020年3月22日）</u> <u>1 この改定規約は2020年3月22日より実施します。</u>
	登録 No.11115 <u>19.07</u>		登録 No.11115 <u>20.03</u>